

新型コロナウイルス感染症患者の退院基準と感染性について

退院基準(令和4年1月28日～)

- 有症状者
 - ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能
 - ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回の PCR 検査で陰性を確認できれば、退院可能
 - 無症状病原体保有者
 - ① 検体採取日から10日間経過した場合、退院可能
 - ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ、2回の PCR 検査で陰性を確認できれば、退院可能
 - ③ [オミクロン株]検体採取日から7日間経過した場合には8日目に療養解除可能
10日間が経過するまでは、検温等の確認、リスクの高い場所の利用や会食等の回避、マスクを着用する等の感染対策が必要
- ※ 宿泊療養等の解除基準も上記の退院基準(有症状者は①、無症状病原体保有者は①又は③)と同様

新型コロナウイルス患者のウイルス量と感染性に関する知見

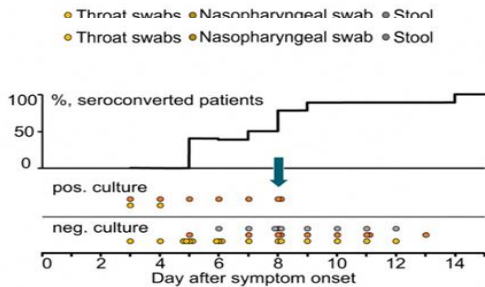
Symptom-Based Strategy to discontinue isolation for persons with COVID-19 (5月3日)
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/strategy-discontinue-isolation.html>

海外の知見

アメリカにおける知見

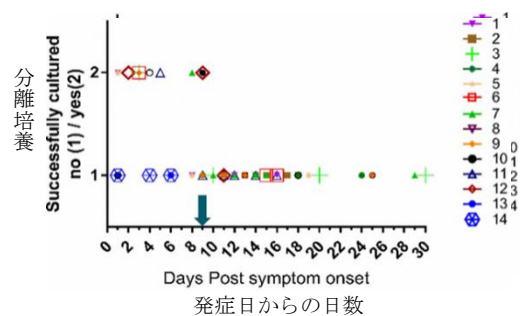
- ・発症日後9日以降から培養可能なウイルスは分離されなかった。
- 統計的に発症後10日でゼロになると推計
- ・ウイルス量が少ないが検知できるレベル(Ct 値 33-35)の場合、ウイルスは分離されない
- ・症状軽快後、ほとんどの患者は上気道検体のウイルス量は検出限界以下。引き続き検出される患者については、軽快後3日後ではウイルスが分離されないレベル

発症から日数経過に伴い、上気道検体でウイルス量減少

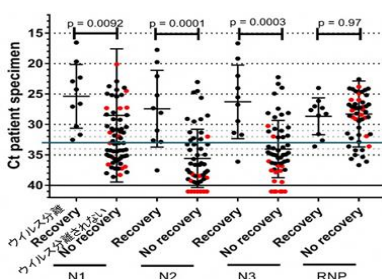


・IgM, IgG を持つ患者が多くなるにつれ、ウイルス分離はされなくなる
 ・発症から日が経つと(8日)ウイルス分離はされなくなる

培養可能なウイルス (=感染性をもつウイルスの指標)



Ct 値[※]と培養可能なウイルス分離



※値が高くなるほどウイルス量は少ない

第15回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料より

国内の知見

日本における知見(PNAS:Matsuyama ら、2020年3月)

- ・新型コロナウイルス感染症では、発症～7日でウイルス量は極めて低下する(PCR 検査でほぼ検出できなくなる)
- ・発症から7日目においてウイルスが PCR 検査で検出できる場合であっても、ウイルス分離はできない
- ・Cq 値[※]とウイルス分離には相関性がある(※値が高いほどウイルス量は少ない)